



### 高齢者用住宅改修費の助成

介護が必要な高齢者が自宅で安全に生活するための住宅改修費を助成します。

**対象者** 介護保険で「要支援」・「要介護」と認定されている人

**対象工事** ▽手すりの取付  
▽床段差の改修▽滑り防止のための床材変更▽引戸などへの取り替え▽和式便器から洋式便器への取り替え  
▽これらの改修に付帯した工事など

※新築・増築は対象外

**助成対象工事費**

- ▽介護保険 上限20万円
- ▽市の助成 上限80万円

※介護保険と市の助成を併せて受けることができます。

**助成額**

- ▽介護保険 対象工事費の9割(上限18万円)

▽市の助成 対象工事費の2/3(上限53万3000円)

問い合わせ先 ▽高齢社会課  
(☎20-3173) ▽介護支援専門員 ※工事着手前にご相談ください。

### 軽自動車の減免手続き

**対象** ▽身体・精神などに障害のある人が所有する軽自動車(常時介護者運転分を含む)

▽18歳未満の身体障害者・知的障害者・精神障害者などの通学・通院などのため家族が所有する軽自動車(いずれも1台に限る)

**受付場所** 市民税課

**受付期間** 5月15日(木)～26日(月)

**必要書類** ▽身体障害者手帳▽戦傷病者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているもの)

▽常時介護証明書▽自動車検査証▽自動車運転免許証▽軽自動車税納税通知書

なお、障害の部位や程度により減免の制限があります。

問い合わせ先 市民税課(☎20-3123)

### 男女共同参画の学習用図書・ビデオの貸し出し

**対象者** 市内在住または通勤・通学している人

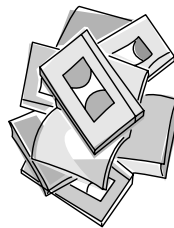
**貸出数** ▽図書3冊まで▽ビデオ2本まで

**貸出期間** 2週間

問い合わせ先 男女共同参画センター(☎24-2704)

### 下水道工事の工期延長

市役所本庁舎前の下水道工事は3月下旬で完了する予定でしたが、地中の障害物により工事が進まないため6月下旬まで延長します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



■問い合わせ 下水道施設課 (☎20-3307)